

墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和8年4月20日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第32号

墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和8年墨田区条例第7号）の施行期日は、令和8年5月21日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。